

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 19 号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 28 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学院派遣研修)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める研修は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が定める研修とする。

- (1) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。
- (2) 県が必要な費用を支出するものであること。
- (3) 条例第 2 条第 2 項に規定する職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

(大学院派遣研修費用)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 14 号）又はこれに準ずる規程による旅費
- (2) 大学院派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学の大学院の課程（同法第 68 条の 2 第 4 項第 2 号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用
- (3) 大学院派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第 4 条 条例第 2 条第 4 項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫
- (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（同条第 2 項に規定する特定独立行政法人を除く。）
- (3) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- (4) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 55 条に規定する一般地方独立行政法人
- (5) 日本下水道事業団
- (6) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 67 号）第 10 条に規定する特定法人
- (7) その他知事が別に定める法人

(大学院派遣研修を命ずる職員に対して明示すべき事項)

第 5 条 任命権者は、大学院派遣研修の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該大学院派遣研修が条例第 2 条第 2 項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 任命権者は、職員に大学院派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員に当該大学院派遣研修の期間を明示しなければならない。大学院派遣研修を命じた後に当該大学院派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。

(条例第 3 条第 1 項に該当する者に対する通知)

第 6 条 任命権者は、条例第 3 条第 1 項に該当する者に対し、速やかに、大学院派遣研修の名称及び期間、大学院派遣研修のため

に県が支出した大学院派遣研修費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知し、償還を求めるものとする。

(条例第3条第1項第2号の規則で定める率)

第7条 条例第3条第1項第2号の規則で定める率は、60月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法(明治29年法律第89号)第143条に定めるところによる。
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、30日をもって1月とする。

(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第8条 条例第3条第3項第1号の規則で定める休職の期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
- (2) 職員の休職の事由に関する条例(昭和27年岩手県条例第23号)第2条第1項第1号、第2号若しくは第4号又は第2項に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

2 前項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第3条第1項に規定する派遣職員(次条第1号において「外国派遣職員」という。)の派遣先の機関の業務又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員(次条第1号において「団体派遣職員」という。)の派遣先の団体の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。))を含む。次条第1号において同じ。)を公務とみなす。

(条例第3条第1項の規定が適用されない場合)

第9条 条例第4条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 外国派遣職員又は団体派遣職員が、外国派遣職員の派遣先の機関の業務又は団体派遣職員の派遣先の団体の業務を公務とみなした場合に条例第4条第1号に該当する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として知事が認める場合

第10条 条例第4条第6号の規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は条例の規定により特別職地方公務員等(条例第2条第4項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため離職した場合とする。

(特別職地方公務員等となった者に関する特例)

第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの(以下「法人の就業規則等」という。)の定めによる休職の期間(次に掲げる期間を除く。)

ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の適用を受ける者にあつては同法第1条の2に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者にあつては同法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

イ 国家公務員法第 79 条の人事院規則で定めるその他の場合に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

ウ 法人の就業規則等の定めるところにより外国の地方公共団体の機関、外国の政府の機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するために休職にされた場合における当該休職の期間

(2) 国家公務員法第 82 条若しくは地方公務員法第 29 条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間（法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。）

(3) 国家公務員法第 108 条の 6 第 1 項ただし書若しくは地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間

(4) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 5 条第 1 項の規定による育児休業をした期間

第 12 条 条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用する条例第 4 条各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合

ア 国家公務員法第 78 条第 2 号又は地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して免職された場合

イ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

(2) 国家公務員法第 78 条第 4 号又は地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号に掲げる事由に該当して免職された場合

(3) 国家公務員法第 81 条の 2 第 1 項の規定により退職した場合（同法第 81 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した場合（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

(4) 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合として知事が別に定める場合

（報告）

第 13 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年の 4 月 1 日に始まる年度内において実施した大学院派遣研修の名称及び当該大学院派遣研修を命ぜられた職員の状況並びにかつて大学院派遣研修を命ぜられた職員の数並びにかつて大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、当該年度内において離職（条例第 5 条第 2 項の規定により離職とみなされる場合を含み、条例第 4 条第 5 号又は第 6 号に該当して離職した場合を除く。）し、又は死亡した者の大学院派遣研修及び大学院派遣研修費用の償還に関する状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

（補則）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、職員の大学院派遣研修費用の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。